

ウズベキスタン共和国大統領令

行政改革の一環としての投資、産業および貿易における国家管理の効果的な構築のための措置について

2023年1月25日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-14号「共和国行政機関の活動の効果的な調整のための緊急の組織的措置について」の履行の確保を目的として：

1. 投資産業貿易省の活動の主要な課題および方向性を次のように決定する：

統一的な国家投資政策の実施、投資環境の改善、部門別および地域別の投資ポテンシャルの拡大、経済の諸部門、諸分野に対する外国直接投資を含む投資の誘致の加速、投資プロジェクトの効率性の確保；

国際的な経済・金融機関および外国の政府系金融機関との間の協力の拡大、国外無償支援（補助金、技術援助）の誘致にかかわる統一的な国家政策の形成および調整；

国家産業政策の実施、産業の多角化およびその競争力の向上、主要な製品および原材料の生産および利用における物的バランスの構築への関与、地域の産業ポテンシャルの拡大、経済・産業特区の活動の発展、産業協力の拡大；

化学工業、機械製造業、自動車産業、電気工業、製薬業、繊維産業、絹、皮革・履物、宝飾品製造業、食品産業、建築材料・アルコール・タバコ製品の生産および販売における国家産業政策の実施、ならびにこれらの分野に対する国際規格導入のための作業の調整、各種生産事業の許認可制；

貿易にかかわる統一的な国家政策の実施、市場の状態のモニタリングおよび分析、生産プロセスに対する国際的要求に適合した技術規則の導入、対外貿易の規制の調整、電子商取引の発展；

輸出ルートの拡大、輸出支援、国内外市場におけるマーケティング調査などを含む、対外貿易インフラの整備；

外国との間の経済関係の拡大および強化、我が国の対外経済的利益の推進、世界貿易機関への加盟プロセスおよびその他の経済機構との間の協力の調整、国際的・対外的な金融・経済機関におけるウズベキスタン共和国代表およびウズベキスタン共和国の在外機関における対外経済活動諸問題担当者の活動の調整。

2. 以下を行うための手順を定める：

a) 投資の分野：

投資産業貿易省は、投資家一人ひとりに「投資マネージャー」を割り当て、これらの者がプロジェクトの立上げにいたるまでのすべての段階において当該投資家を助け、たとえば、土地の取得、インフラへの接続、許認可手続きなどの問題の解決にあたる。「投資マネージャー」の地位は、投資産業貿易省の局長と同等とする；

「投資マネージャー」は、投資・産業・貿易の諸問題を担当する副大臣、官庁、経済団体、国家機関の地方出先機関の次長と直接連携する；

投資産業貿易大臣は、「投資マネージャー」の重要業績指標（KPI）を評価し、達成された指標にもとづいてこれらの者にインセンティブ措置を適用するシステムを導入する；

プロジェクトグループが立案した新規プロジェクトを、国内外の投資家に無償で提供する；

外国投資誘致庁の組織内に投資家センターを設置し、「オンライン」によるものを含む「ワンストップ方式」で活動にあたらせる；

投資家センターは、投資家を入国時に出迎え、これらの者に投資ビザなどの査証取得のサポートを行い、交渉のための必要条件を整える；

投資産業貿易省に対して、発見された不備を是正するための強制力のある命令書を国家機関および国家機関の地方出先機関に発行する権限を与える；

投資産業貿易省に対して、省の予算外費用で国際空港の「VIP」ラウンジにおける投資家の送迎を行う権限を与える；

b) 貿易の分野：

復興開発基金の附属機関として産業発展基金を設置する；

投資産業貿易省の附属機関として、法人格を持たない産業・国外市場分析センターを設置する；

2023年12月1日までに、電子提携ポータルをベースにウズベキスタン全国産業ポータル（以下、「産業ポータル」）を構築する。この産業ポータルを、税務委員会および統計庁のデータベース、ならびに「電子政府」のシステムと統合する；

各業界団体のトップに対して、投資産業貿易省組織内での仕事を兼任することを許可する；

c) 商業の分野：

輸出振興庁の組織内に法人格を持たない輸出業者のためのセンターを設置し、「オンライン」によるものを含む「ワンストップ方式」で活動にあたらせる；

2023年12月1日より、税関情報システム「ワンストップ」に統合された「E-Sertifikat」情報システムをスタートさせる。これにより、「GSP+」システム優遇措置の適用に関する情報の入手、試験ラボ（獣医学、植物検疫、衛生・疫学の分野など）の自由な選択、試験調書の電子登録手続きが可能になる；

ウズベキスタン共和国内で生産された商品のバーコード国家登録簿を管理する国営企業「バーコード・情報技術センター」の独占的機能を廃止する。

3. 2023年8月1日以降、[附属書 No. 1](#)に掲げる省庁において：

新規投資プロジェクトの策定および実施のためのプロジェクトオフィスを設置する；

外国パートナーとの間の対外経済の諸問題にかかわる交渉に関する報告書を、3日以内に投資産業貿易省に提出する。

4. 以下を承認する：

[附属書 No. 2](#)による投資産業貿易省組織内機関再編プログラム；

[附属書 No. 3](#)による投資産業商業の分野に設置される新たな機関の活動企画プログラム；

[附属書 No. 4](#)による投資産業貿易省の組織図；

[附属書 No. 5](#)によるウズベク技術規制庁の組織図；

[附属書 No. 6](#)による製薬業発展庁の組織図；

[附属書 No. 7*](#)による投資産業貿易分野における改革の深化およびシステムの活動の変革に関する「ロードマップ」；

*[附属書 No. 7](#)はウズベク語による。

[附属書 No. 8](#)による欧州連合「GSP+」プログラムによる優遇措置を受ける国産品の欧州市場向け輸出拡大を目的とする生産プロセスへの国際規格体系導入のための施策プログラム

附属書 No. 9 にもとづいて投資産業貿易副大臣に諸外国を割り当て、これらの者を投資家との間の効果的な連携の整備に対する責任者に任命する。

5. 産業発展基金（以下、「基金」）の資金を用いて行う以下の事項の手順を定める：

ハイテク型新製品の生産および既存設備の拡張を目的とする産業プロジェクトに向けて、流動資金を含む外貨および自国通貨による貸付金を提供する；

生産規模拡大のための「産業ローン」制度にもとづく建物および施設の取得および賃貸に向けた貸付金を提供する；

需要のある製品の生産習得に向けたプロジェクトのマーケティング調査、プロジェクト文書の作成、外国人専門家の招聘、製造予定の製品の認証などに要する費用の一部を融資する；

資本参加、資産の取得、自国通貨および外国通貨による貸付金の提供、およびその他の法に反しない形態によって鉱工業企業に対する支援を行う。

6. 以下を定める。

基金に対して、10 億米ドル相当の資金を誘致する。ここには、2023～2024 年における復興開発基金からの拠出金（2 億米ドル相当）も含まれる；

基金が外部資金を誘致すること、さらに将来的には、新たな出資者を誘致することを許可する；

経済財務省は、2024 年以降、国家予算から、毎年、インフラ支出に対して 2 兆スム、基金による補助金・補償金提供に対して 1,500 万米ドル相当を拠出する。

7. 対外貿易・投資・地域産業発展・技術規制問題政府委員会を、投資誘致・産業発展・貿易規制問題政府委員会に改名する。

附属書 No.10 により、政府委員会の新たな構成を承認する。

附属書 No.10a にしたがって、投資誘致・産業発展・貿易規制問題地域委員会を設置し、その標準的構成を承認する。

政府委員会に対し、灌漑されていない農地および森林地のカテゴリーを変更し、さらに承認済みのマスタープランにしたがって地域におけるプロジェクトの実施のためにこれを事業者に対して市場価格で直接売却すること、または土地の電子オンライン競売を行うことにつき決定を下す権限を与える。

8. 投資誘致、産業開発、貿易・企業活動規制の分野において採択された法令の執行状況に対する監督の効果をさらに向上させるため、行政改革の一環として、最適化された定数による 35 人体制を検察機関に対して適用する。

9. 附属書 No.11 にしたがって、ウズベキスタン共和国大統領およびウズベキスタン共和国政府の若干の決定の変更および増補を行う。

10. 投資産業貿易大臣 L.Sh.クドラトフに、本令を効果的に履行させることに対する個人的な責任を課す。

本令の履行状況の検討ならびにその履行に責任を負う機関の活動の調整および監督の任務を、ウズベキスタン共和国首相 A.N.アリポフおよびウズベキスタン共和国大統領顧問 R.A.グリュャモフに課す。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh.ミルジヨエフ

タシケント市
2023 年 7 月 21 日
第 UP-111 号

2023年7月21日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-111号への
附属書 No.1

新規投資プロジェクト策定および実施のためのプロジェクトオフィスが設置される省庁の
リスト

1. 経済財務省
2. エネルギー省
3. 高等教育・科学・イノベーション省
4. 保健省
5. 文化・観光省
6. 建設・住宅公共サービス省
7. 運輸省
8. 農業省
9. 水利省
10. デジタル技術省
11. 就学前および学校教育省
12. 青少年政策・スポーツ省
13. 鉱業・地質省
14. 外務省
15. エコロジー・環境保護・気候変動省
16. 経済財務省附属土地台帳庁
17. 経済財務相附属税務委員会
18. 農業省附属獣医学・畜産発展委員会
19. 農業省附属検疫・植物保護庁
20. 国有資産管理庁

投資産業貿易省組織内機関再編プログラム

№	現在の正式名称	提案されている正式名称	再編対象の機関の活動の規則および備考
1.	経済財務省附属国家単一企業「プロジェクト・輸入契約総合鑑査センター」	投資産業貿易省附属国家単一企業「プロジェクト・輸入契約総合鑑査センター」	<p>法にしたがい：</p> <p>a) プロジェクトの財務・経済的効果および費用補償の評価を行い、プロジェクトにおける投資支出の妥当性を調査する；</p> <p>b) 既存インフラの現有能力の利用状況および新規施設の最適配置を踏まえたプロジェクトの社会的意義の評価を行う；</p> <p>c) 提案されているマーケティングコンセプトおよび提案されている生産技術にもとづく設備価格の限定的指標にのっとりプロジェクト実施の可能性の評価を行う；</p> <p>d) 投資プロジェクトの採算性の評価を行う；</p> <p>e) プロジェクト実施のための各種技術ソリューションの分析、それらの長所および短所、選択されている案の妥当性の評価を行う；</p> <p>f) 技術規則および既存の価格形成（見積り）基準の分析および改善にかかわる提案を作成する；</p> <p>g) 対象プロジェクトにおいて想定されるリスクを考慮したうえで、供与されている貸付リソースの返済メカニズム、資金調達手順、プロジェクト効率の分析を行う；</p> <p>h) 投資プロジェクトの実施と安定的な生産のためのユーティリティ（上下水道、電気、天然ガス、通信、鉄道引込み線）の必要規模およびパラメータが適正であるかについての鑑査を行う；</p> <p>i) 競争入札書類および国家調達技術課題が所定の要求事項および規則に適合しているか否かについての評価を行う；</p> <p>j) 契約、輸入契約およびそれらの追加協定書の草案の鑑査および登録を行う；</p> <p>k) 自らの権限の範囲内で、法令の要求事項に対する違反の事実の是正および有責者の責任追及にかかわる提案を行う。</p> <p>l) 監査および選定にもとづいて行ったモニタリング結果をまとめ、設立発起人にその旨を通知する。</p> <p>m) 関税支払い上の優遇措置の適用を受けてウズベキスタン共和国内に搬入（輸入）される物品一覧の総合鑑査を行う。</p>
2.	ウズベク技術規制庁附属国営企業「バーコード・情報技術センター」	民間セクターに移行	ウズベク技術規制庁附属国営企業「バーコード・情報技術センター」は活動を

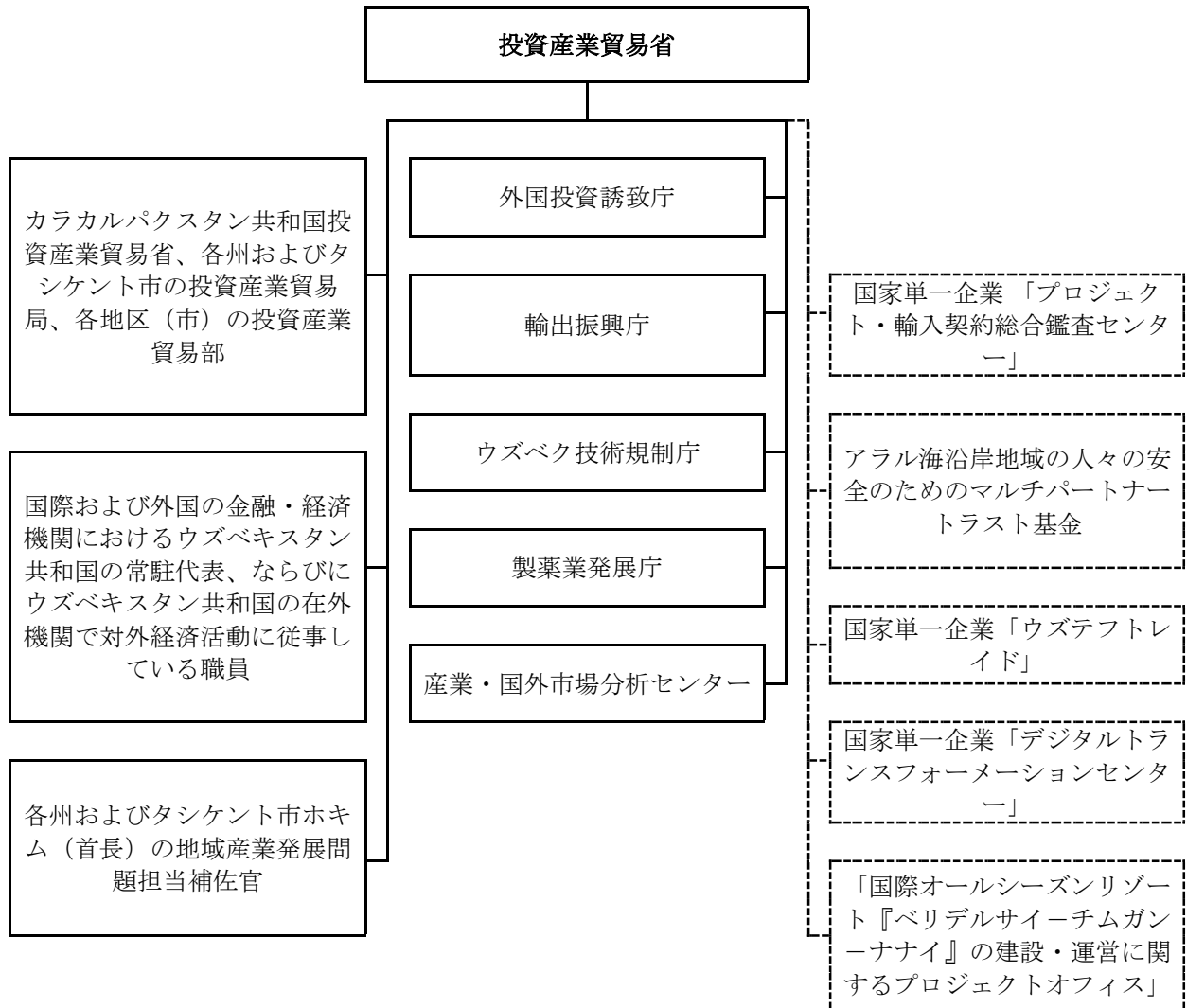
		終了する。その機能、課題、サービスは民間セクターが担当する。
--	--	--------------------------------

2023年7月21日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-111号への
附属書 No. 3

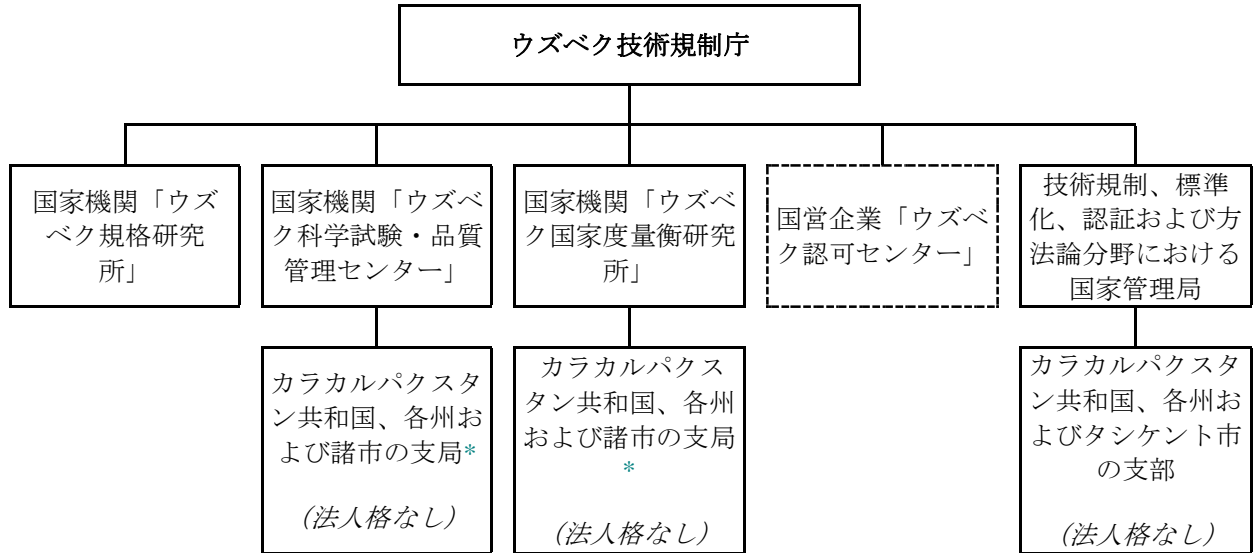
投資・産業・商業の分野に設置される機関の活動企画プログラム

№	投資産業貿易省の附属機関として 設立される機関の正式名称	主要課題
	投資産業貿易省附属の国家機関としての産業・国外市場分析センター	以下を産業・国外市場分析センターの主要課題とする： a) 産業開発の調査および分析； b) 産業部門別労働生産性向上プロジェクトの実施； c) 国外市場の景況調査および新たな輸出機会の発見； d) 鉱工業分野における諸外国の先進的な経験の調査； e) 戦略的部門の発展の分析； f) 輸入最適化の諸問題および生産の現地化の可能性の調査； g) 契約ベースによる鉱工業諸部門別人材の技能向上

投資産業貿易省
組織図

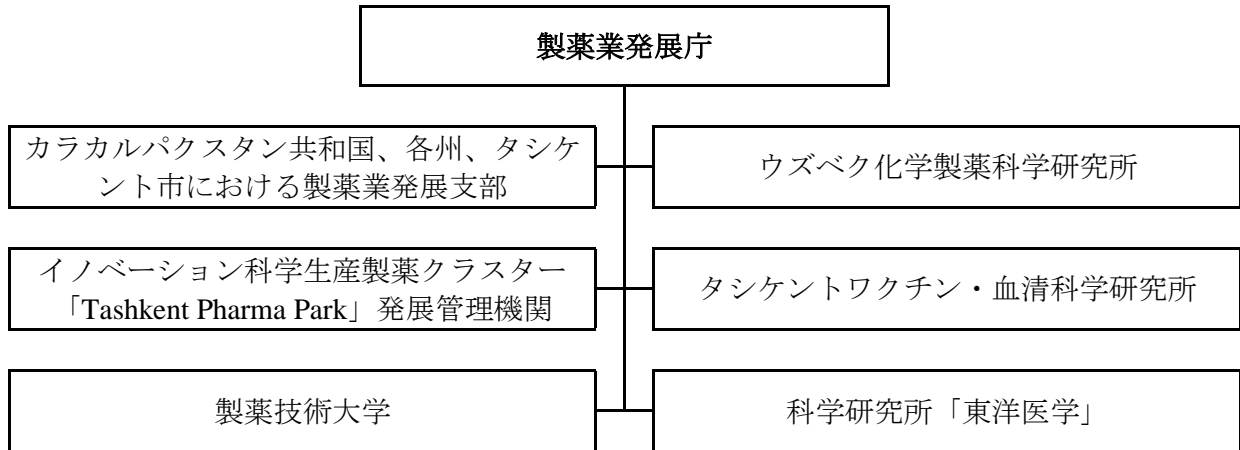


ウズベク技術規制庁
組織図



*カラカルパクスタン共和国、各州（12）、ココンド市、アルマリク市、ベカバド市、チルチク市の支局

製薬業発展庁
組織図



欧州連合「GSP+」システムによる優遇措置を受ける国産品の欧州市場向け輸出拡大を目的とする生産プロセスへの国際規格体系導入のための施策プログラム

No	最終成果	施策名	履行期限	担当機関
I. 欧州連合「GSP+」システムによる優遇措置を受ける国産品の欧州市場向け輸出拡大を目的とする生産プロセスへの国際規格体系導入				
1.	「GSP+」システムによる国際規格体系が導入されている企業数を3倍の1,200社まで増やす	<p>1. 生産プロセスに国際規格体系を導入するためのウズベク技術規制庁の専門家の国内最大の企業1,200社への割り振り うち、カラカラパクスタン共和国 85社、アンディジャン州 88社、ブハラ州 86社、ジザク州 81社、カシカダリヤ州 86社、ナヴォイ州 90社、ナマンガン州 90社、サマルカンド州 86社、スルハンダリヤ州 86社、シルダリヤ州 65社、タシケント州 86社、フェルガナ州 86社、ホレズム州 100社、タシケント市 85社</p> <p>2. 欧州連合の品質安全要求事項を一覧記載企業の生産プロセスに導入することに対する支援</p> <p>3. 国際的エキスパートを招聘して行う、企業内品質システムの導入を目的とした専門家 3,000人の技能向上のためのセミナー・トレーニングの実施 うち、カラカラパクスタン共和国 220人、アンディジャン州 220人、ブハラ州 200人、ジザク州 203人、カシカダリヤ州 215人、ナヴォイ州 220人、ナマンガン州 220人、サマルカンド州 220人、スルハンダリヤ州 242人、シルダリヤ州 120人、タシケント州 230人、フェルガナ州 210人、ホレズム州 230人、タシケント市 250人</p>	2023年 10月30日	ウズベク技術規制庁、「ウズテクスチルプロム」協会、「ウズエルテフサノアト」協会、「ウズチャルムサノアト」協会、株式会社「ウズキミョサノアト」、商工会議所
2.	輸出企業における国際規格の導入および欧州向け輸出に従事する企業数の拡大	<p>1. 欧州諸国で採用されている規格 1,500点を導入する企業一覧の作成</p> <p>2. 欧州諸国で採用されている1,500点の規格の要求事項に企業の製品が適合しているか否かの調査</p> <p>3. 不適合の発見とその是正措置の決定にかかわる、企業との間の実施的施策の決定</p> <p>4. 製品の品質が欧州諸国の要求事項に適合していることを立証する企業 300社の試験調書の作成、および繊維・電気製品・皮革履物製品の Oeko Tex、GOTS、BCSI、Seces、GE その他の表示規</p>	2023年 11月1日	ウズベク技術規制庁、「ウズテクスチルプロム」協会、「ウズエルテフサノアト」協会、「ウズチャルムサノアト」協会、株式会社「ウズキミョサノアト」

		<p>格その他の規格を導入することにより、企業数を 150 社に増やす。</p> <p>うち、カラカラパキスタン共和国 23 社、アンディジャン州 23 社、ブハラ州 22 社、ジザク州 13 社、カシカダリヤ州 22 社、ナヴォイ州 25 社、ナマンガン州 22 社、サマルカンド州 22 社、スルハンダリヤ州 22 社、シルダリヤ州 10 社、タシケント州 22 社、フェルガナ州 22 社、ホレズム州 30 社、タシケント市 22 社</p>		
3.	「GSP+」システムの優遇措置を受ける製品の分析の実施、および欧州諸国で採用されている規格および指令の要求事項の国内鉱工業企業への導入	<p>1. ユーラシア経済連合対外経済商品分類コードによる物品約 3,500 品目のうち、「GSP+」システムの優遇措置が適用されるもののそれぞれに対して設定されている規格の分析</p> <p>2. 個別的施策の対象となる企業につき、企業一覧の作成および専門家の割り当て</p> <p>3. 当該の製品に対して欧州諸国で採用されている規格および指令の要求事項の調査、およびそれらの輸出企業への周知</p> <p>4. 各企業で生産されている製品に対する欧州規格の要求事項にのっとった試験の実施、およびそれらの輸出推進のための支援</p>	2023 年 8 月 15 日	ウズベク技術規制庁、 商工会議所、 関係省庁
4.	試験ラボ結論書 121 点について、国際規格の要求事項にもとづく認定を 100 カ国において取得すること	<p>1. APAC が実施した評価の結果にもとづく文書の作成、その APAC 事務局への提出</p> <p>2. ILAC MRA および IAF MLA との間の他者間協定の調印</p> <p>3. 試験ラボ結論書の、諸外国における認定の取得</p>	2023 年 8 月 25 日	ウズベク技術規制庁
5.	当該分野のための高技能人材育成にかかわる高等教育機関との間の協力の拡大	<p>1. ウズベク技術規制庁による新しい規格の要求事項の高等教育機関の学生たちへの周知</p> <p>2. 当該分野における高等教育機関教授・講師陣向けのセミナー・トレーニングの実施</p> <p>3. 教授・講師陣との協力のもとでの当該分野の科学技術プロジェクトおよびイノベーションプロジェクト 20 件のパスポートの作成</p> <p>4. 策定されたプロジェクトのイノベーション発展庁への提出</p>	2023 年 12 月 25 日	ウズベク技術規制庁、 関係省庁
6.	国産品輸出先地域拡大のための、中国、イラン、トルコ、パキスタン、アフガニスタン、インド、中東諸国の規格の各企業への周知	<p>1. 大企業 800 社に対する、中国、パキスタン、アフガニスタン、インド、中東諸国の規格の要求事項に関する各社に必要な情報の周知</p> <p>2. 国内生産者および輸出業者に対する、製品の表示、梱包、輸</p>	2023 年 7 月 25 日	ウズベク技術規制庁、 商工会議所、 関係省庁

		送・保管規則に関するパンフレット、参考書、フライヤーなどの配布		
7.	地方行政との協力のもとでの、低品質の製品の流通量削減をめざす施策の実施、および低品質な輸入品の国内市場流通阻止	1. 「リスクアナリシス」方式による国内市場における製品の地域ごとの品質評価の実施 2. 各地域に所在する工業企業7,200社まで出向いて行う、当該分野における支援の提供および法律違反の阻止	2023年 8月1日	ウズベク技術規制庁、 商工会議所
8.	地方行政と共同で行う、各地域に所在する企業における技術規制分野の作業の調整	1. 地方行政と共同での地区・都市別国際規格導入プロジェクトネットワークダイアグラム作成 2. 地域別の各企業専門家3,000人に対する技能向上セミナー・トレーニングの実施 3. 「GSP+」システムの優遇措置が適用される3,500品目の製品に対する要求事項の地区・都市別の生産者への周知 4. 技術規制分野の文書の要求事項にもとづく、各地域における新規企業の設立にかかわる生産プロジェクトの実施	2023年 10月30日	カラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州およびタシケント市の行政府、 ウズベク技術規制庁
9.	「GSP+」システムによる欧州連合諸国向けの試験実施に特化した試験ラボの設立	1. 試験の実施に特化した試験ラボの設立にかかわるプロジェクトのネットワークダイアグラム作成 2. 試験ラボに対する必要な備品・機器の支給、および人材養成 3. 試験ラボの事業の整備	2023年 8月25日 ネットワークダイアグラムによる 2024年12月	アンディジャン、ブハラ、ナヴォイ、ナマンガン、カシカダリアン、サマルカンド、シルダリヤ、フェルガナ、タシケント各州およびタシケント市の行政府、 「ウズテクスチルプロム」協会、 「ウズチャルムサノアト」協会、 「ウズエルテフサノアト」協会、 株式会社「ウズアフトサノアト」、 株式会社「ウズキミョサノアト」
10.	各地域で生産される製品の試験を欧州の要求事項にのっとって行うための、 縫製・ニット製品分野の試験ラボ4カ所、 皮革・履物分野および化学工業分野の試験ラボ各3カ所、 機械工業分野の試験ラボ2カ所、	各地域で製造される製品の試験を欧州の要求事項にのっとって実施することができるようにし、次に掲げる企業の試験ラボにおける試験を欧州諸国の輸入企業に課される要求事項に適合させることを目的として： 1. 繊維産業に特化したブハラ州、フェルガナ州、ナマンガン州の企業4社；	2023年 8月25日	ウズベク技術規制庁、 「ウズテクスチルプロム」協会、 「ウズエルテフサノアト」協会、 「ウズチャルムサノアト」協会、 株式会社「ウズキミョサノアト」、 各州およびタシケント市の行政府

	電気工学分野の試験ラボ1カ所の、欧州の要求事項にもとづく試験実施レベルへの引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 2. 皮革・履物製造業に特化したアンディジャン州、シルダリヤ州、タシケント州の企業3社； 3. 電気工業に特化したタシケント市の企業1社； 4. 機械製造業に特化したアンディジャン州およびサマルカンド州の企業2社 5. 化学工業に特化したカシカダリヤ州、ナヴォイ州、タシケント州の企業3社 		
11.	ウズベキスタンの世界貿易機関加盟プロセスに関する国際ドナー機関との間の交渉の実施、およびそれらの機関からの補助金および技術支援の誘致	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「貿易の技術的障壁に関する協定」にもとづく国際ドナー機関との間の交渉の実施 2. 補助金および技術支援誘致のための技術的要求事項草案の作成、ならびに製品品目別の必要設備一覧の作成 3. 外務省および投資産業貿易省の支援のもとでの総額1,500万ドルの補助金プロジェクト申請書の国際ドナー機関への提出 4. 国際ドナー機関と共同での各地域における試験ラボの設立および近代化のための施策の実施 	2023年 12月25日	ウズベク技術規制庁、 外務省、 投資産業貿易省
12.	カルシ、フェルガナ、ブハラ、ウルゲンチの各市に所在する獣医学・畜産発展委員会システム所属の獣医学試験ラボによる国際規格規格ISO-17025認証の取得	<ul style="list-style-type: none"> 1. 然るべき文書の作成 2. スタッフの養成および技能向上 3. 審査機関に対する然るべき審査実施文書の提出 	2023年 9月15日	獣医学・畜産発展委員会、 ウズベク技術規制庁
13.	情報システム「試験ラボ試験統一電子データベース」(VIS-SAYYOR)の実地への導入	<ul style="list-style-type: none"> 1. 所定の手順による技術文書の作成および承認 2. 技術文書にもとづく情報システムの開発 3. 情報システムの検証および実地導入 	2023年 12月1日	獣医学・畜産発展委員会、 デジタル技術省
14.	「水産養殖業評価ミッション」の実施を目的とする国際獣疫事務局の国際的専門家の招聘	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水産養殖業評価ミッションを実施するための国際獣疫事務局への申請書の送付 2. 水産養殖業評価ミッション実施期日に関する合意 3. 評価作業実施のための国際的専門家の招聘のための措置の実施 	2023年7月 2023年9月 合意にもとづく	獣医学・畜産発展委員会
15.	欧州連合委員会との協力のもとでの、輸出入における欧州連合貿易実務のためのプラットフォームTRACES (Trade Control and Expert System) の利用および貿易プロセスの発展に関するウズベキスタ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 欧州連合委員会との間での地域トレーニング実施期日およびすべての組織的・方法論的諸問題に関する合意 2. 委員会システム所属の責任者を招聘して行う、欧州連合の要求事項の周知および貿易プロセスの発展に関する技能向上の作業の実施 	2023年 第4四半期	獣医学・畜産発展委員会

	ンの獣医学専門家向け地域トレーニングの実施			
16.	獣医学的監視下にある物品であって「GSP+」システムの優遇措置を受けるものの国外市場への進出にあたっての、企業の事業に対する国際的 要求事項の導入、および輸入国に課される要求事項にのっとりた準備作業に関する措置の実施	1. 畜産品の品目ごとの輸入国の要求事項の調査 2. 要求事項にもとづく畜産品輸出の準備および出荷にかかわる獣医学的 要求事項の履行に関して企業に対する行う支援にかかわる措置の実施	常時	獣医学・畜産発展委員会
II. 検疫対象物品の栽培、加工および梱包にあたっての欧州連合の要求事項の導入				
17.	249の青果クラスターおよびそれに付随する1万9,582カ所の農場が有する青果・豆類の栽培面積19万8,100haを国際的 要求事項に適合させる。	1. 農作物保護複合的監督システムの構築を目的とした、国際的な科学実業センター（CABI〔英国〕、VNIKR〔ロシア〕、BATEM〔トルコ〕、SOFRIKO〔フランス〕）の専門家を招聘しての、植物検疫・保護局システム所属の専門家の技能向上 2. 青果・豆類生産者向けに農作物保護に関する国際的 要求事項の普及を目的とした参考書およびプレゼンテーション資料の準備 3. 各地域において青果・豆類の栽培に従事するクラスターおよび農場の農業技術者向け研修計画の承認 4. 研修計画にもとづいた、青果・豆類の栽培に従事するクラスターおよび農場の農業技術者向け実演セミナー・トレーニングの実施 5. 病虫害対策のためのフェロモントラップモニタリングの実施を目的とした、複合的対策システムの採用に対する支援	2023年 8月15日	検疫および植物保護庁、カラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州およびタシケント市の行政府、輸出振興庁
18.	「CABI」（農業・生物学センター）の専門家の参加のもとでの、青果物3種のための「IPM」（複合的対策）農作物保護プログラムの作成および実地導入	1. 現地出向と「CABI」の専門家の参加をともなう調査の実施 2. 「IPM」プログラムの作成および承認 3. 承認済み「IPM」プログラムの実地導入に関する措置の採択	2023年 8月25日	検疫および植物保護庁
19.	249の青果クラスターとの作業の実施、輸出企業 の数を年内に400社に増やすための措置の実施	1. 輸出企業400社の一覧作成、責任者の任命とそれらの者の249クラスターへの割振り 2. フィールド植物検疫施策を効果的に実施するための、「実際の協定書」にもとづいたクラスターおよび農場の農業技術者の植物検疫・保護庁地域支部ごとへの割振り	2023年 11月30日	農業省、投資産業貿易省、カラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州およびタシケント市の行政府

		3. 国際的 要求事項にもとづいた クラスターおよび農場の 農業技術者による「フィー ルドノート」運用手法の 導入（フィールドノート － 農作物保護モニタリ ング、農業技術的・生物 学的・化学的対策の手法 、鉍物肥料の適用）		
20.	2020年8月11日付ウズ ベキスタン共和国大統領 決定第 PP-4803 号にもと づく、国際復興開発銀行 および国際発展協会が参 加して実施されるプロジ ェクト「ウズベキスタン 農業の近代化」の枠内に おける、共和国農化学分 析センターへの総額 100 万米ドル相当の設備支給	1. 共和国農化学分析センター が必要とする設備・備品の一覧の 作成 2. 設備・備品調達のための競 争入札の実施 3. 共和国農化学分析センター に対する設備・備品の供給 4. 共和国農化学分析センター の本格的な活動の実施	2023年 9月1日	農業省、 投資産業貿易省、 検疫および植物保護庁

2023年7月21日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-111号への
附属書 No. 9

諸外国を割り当てられ、投資家との間の効果的な連携の整備に対する責任者として任命された
投資産業貿易副大臣の

リスト

№	姓名、父称	役職	割り当てられた国
1.	N.K.ホルムロドフ	第一副大臣	トルコ、パキスタン、イラン、インド
2.	Kh.F.テシャバエフ	副大臣	CIS 諸国
3.	B.N.アビドフ	副大臣	欧州諸国
4.	O.N.ハムラエフ	副大臣	日本、韓国、東南アジア諸国
5.	S.I.ハミドフ	副大臣	中東諸国

投資誘致・産業発展・貿易規制問題政府委員会の
構成

1. Zh.A.ホジャエフ — ウズベキスタン共和国副首相、政府委員会委員長
2. B.B.ヴァリエフ — ウズベキスタン共和国第一副検事総長、政府委員会副委員長
3. D.S.カシモフ — 企業活動主体の権利および合法的利益保護に関する全権（ビジネスオンブズマン）、政府委員会副委員長
4. N.K.ホルムロドフ — 投資産業貿易第一副大臣、政府委員会副委員長
5. D.A.アブドゥサラモフ — ウズベキスタン共和国副首相事務局局長
6. U.A.アグザモフ — 文化・観光第一副大臣
7. G.G.ファジロフ — 外務副大臣
8. I.I.ノルクロフ — 経済財務副大臣
9. A.N.カリモフ — 法務副大臣
10. Zh.E.チョリエフ — 運輸副大臣
11. U.M.マダミノフ — 農業副大臣
12. A.R.ジュマナザロフ — エネルギー副大臣
13. D.K.アディオフ — 建設・住宅公共サービス副大臣
14. A.A.カディルホジャエフ — 鉱業・地質副大臣
15. E.M.ムヒトディオフ — 雇用・貧困削減副大臣
16. Zh.S.カズベコフ — エコロジー・環境保護・気候変動副大臣
17. B.Yu.アブバキロフ — 中央銀行副頭取
18. Sh.A.ジャッパロフ — 獣医学・畜産発展委員会第一副委員長
19. N.K.ムサムハムメドフ — 関税委員会副委員長
20. A.E.ファイジバエフ — 税務委員会副委員長
21. D.N.サッタロフ — ウズベク技術規制庁長官
22. I.K.エルガシエフ — 検疫・植物保護庁長官
23. F.Zh.プラトフ — 土地台帳庁部長(director)
24. O.A.トゥイチェフ — イノベーション発展庁部長(director)
25. B.Sh.ウスモノフ — 国有資産管理庁副部長
26. A.K.ガイブッラエフ — 株式会社「地域電力網」取締役会副会長
27. T.Zh.トゥルディエフ — 株式会社「フドゥドガスタミノト」取締役会副会長
28. U.Kh.ムフトロフ — 復興開発基金副執行役員
29. A.M. マハマトフ — 企業活動支援国家基金執行役員
30. A.K.ミルソアトフ — 株式会社「ウズミッリイバンク」取締役会会長
31. S.S.アンナクリチェフ — 株式商業銀行「ウズプロムストロイバンク」取締役会会長
32. K.A. トゥリャガノフ — 株式会社「アサカバンク」取締役会会長
33. 当該役職者 — 投資産業貿易省局長、政府委員会書記

備考：

必要な場合には政府委員会の構成に追加して省庁、経済団体、商業銀行のトップを招くことができる；
政府委員会のメンバーは、本来の職務を離れることなく委員会の活動に参加し、委員が他の業務に異動となった場合、その者が務めていた役職に新たに任じられた者または当該の職務を遂行するよう課せられた者が、メンバー構成に含まれる。

2023年7月21日付ウズベキスタン共和国大統領令第 UP-111 号への

附属書 No.10a

投資誘致・産業発展・貿易規制問題地域委員会の

標準劇構成

1. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国閣僚会議副議長、各州およびタシケント市の副ホキム（首長）、地域委員会委員長
2. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国、各州およびタシケント市副検事
3. 当該役職者 — 企業活動主体の権利および合法的利益保護に関する全権機関地域支部長
4. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国投資産業貿易副大臣、各州およびタシケント市の投資産業貿易局副局長
5. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国経済財務副大臣、各州およびタシケント市の経済財務局副局長
6. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国農業副大臣、各州およびタシケント市の農業局副局長
7. 当該役職者 — 中央銀行のカラカルパクスタン共和国、各州およびタシケント市関連各総局副局長、地域商業銀行のトップ
8. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国建設・住宅公共サービス副大臣、各州およびタシケント市の建設・住宅公共サービス局副局長
9. 当該役職者 — 国家土地台帳会議所地域局長
10. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国税務委員会副委員長、各州およびタシケント市の税務局副局長
11. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国関税委員会副委員長、各州およびタシケント市の関税局副局長
12. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国、各州およびタシケント市の国有資産管理局副局長
13. 当該役職者 — 株式会社「地域電力網」地域支社副支社長
14. 当該役職者 — 株式会社「フードガスタミノト」地域支社副支社長
15. 当該役職者 — カラカルパクスタン共和国投資産業貿易省、各州およびタシケント市投資産業貿易局の担当職員、委員会書記

備考：

必要な場合には地域委員会の構成に追加して省庁、経済団体のトップを招くことができる；

地域委員会のメンバーは、本来の職務を離れることなく地域委員会の活動に参加し、委員が他の業務に異動となった場合、その者が務めていた役職に新たに任じられた者または当該の職務を遂行するよう課せられた者が、メンバー構成に含まれる。

2023年7月21日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-111号への

附属書 No.11

ウズベキスタン共和国大統領およびウズベキスタン共和国政府の若干の文書に対する

変更および増補

1. 2020年8月18日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-6042号「共和国の輸出・投資ポテンシャルのさらなる発展のための追加的措置について」第4項において：

a) 以下を内容とする第3段落を追加する：

「輸出振興庁が輸出に従事する企業に対する支援措置を適用する際の所定の規準に変更を加える（ウズベキスタン共和国大統領決定が定める規準をのぞく）」；

b) 元の第3段落～第7段落を第4段落～第8段落とみなす。

2. 2023年1月25日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-14号「共和国行政機関の活動の効果的調整のための緊急の組織的措置について」附属書 No. 1 第2章において：

a) 第1項を以下に変更する：

「

1.	ウズベク技術規制庁	99	99	
	うち、次長の人数	2	2	

」；

b) 第4項を以下に変更する：

「

4.	製薬業発展庁	42	23	19
	うち、次長の人数	2	2	

」。

3. 2019年1月28日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-4135号「ウズベキスタン共和国投資貿易省の活動の組織化について」に以下を内容とする第15項の1を追加する：

「15.1 投資産業貿易省中央機関および同省傘下の共和国行政機関の職員の俸給を統一俸給表にもとづく承認済みの等級にもとづいて決定するにあたり、俸給係数を1.8倍とする。ただし、本決定およびこれより前に採択された法令が定める増大後の等級別俸給係数を同時に適用することは認められず、これらの係数のうちの最も大きなものを適用する」。

4. 2019年5月23日付ウズベキスタン共和国大統領令決定第PP-4332号「ウズベキスタン共和国投資貿易省の活動の改善のための追加的措置について」第2項を以下の文言に変更する：

「2. 以下の通り役職を加える：

各州およびタシケント市行政府に — ウズベキスタン共和国投資産業貿易大臣との合意にもとづき、法令の定める手順にしたがって任免される、各州およびタシケント市副ホキム（首長）兼投資産業貿易局長；

地区（市）行政政府に一各州およびタシケント市副ホキム（首長）兼投資産業貿易局長との合意にもとづき、法令の定める手順にしたがって任免される、地区（市）副ホキム（首長）兼投資産業貿易部長」。

5. 2020年11月6日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-4883号「国家債務によって実施される投資プロジェクトの成果の確保について」において：

- a) 第7項を失効したものとみなす；
- b) 第8項の第3段落および第4段落を削除する；
- c) 第9項および第10項を失効したものとみなす。

6. 2021年3月15日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-5026号「ウズベキスタン共和国とロシア連邦との間の多面的協力のさらなる発展のための措置について」第2項の**国家語**本文中の「Инвестициялар ва ташқи савдо вазирлигининг ваколатхонаси（投資貿易省代表部）」という文言を「Ўзбекистон Республикасининг Россия Федерациясидаги Савдо ваколатхонаси（在ロシア連邦ウズベキスタン共和国連邦通商代表部）」という文言に変更する。

7. 2021年4月21日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-5026「若年産業・企業活動区の構築および若年者の起業イニシアチブ支援のための措置について」第6項**第2段落**を以下の文言に変更する：

「国外市場において需要のある高付加価値の製品および輸入代替製品生産体制の整備、ならびにサービス提供分野におけるプロジェクトに対する資金調達（商業、仲介業、建物・施設建設業、国営企業、国家が資本参加する法人、物品税対象品の生産者、流動資金補填の場合をのぞく）」。

8. 2021年9月7日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-5242号「国際条約の承認について」第4項**第3段落**を以下の文言に変更する：

「会社監査委員会のウズベキスタン共和国側メンバーとしての、副首相 Zh. A. ホジャエフ、投資産業貿易大臣 L. Sh. クドラトフ、戦略的改革庁長官兼復興開発基金理事 Sh. A. ヴァファエフの推挙」。

9. 2021年11月3日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-5277号「国際条約の承認について」において：

- a) **第2項**における「および外国」という文言を「、産業および」という文言に差し替える；
- b) **第3項**を以下の文言に変更する：

「3. 以下を定める：

ウズベキスタン共和国副首相 Zh. A. ホジャエフ、投資産業貿易大臣 L. Sh. クドラトフ、戦略改革庁長官兼復興開発基金理事 Sh. A. ヴァファエフを、ウズベク・キルギス発展基金評議会におけるウズベキスタン共和国側メンバーとする；

ウズベク・キルギス発展基金の定款資本金におけるウズベキスタン共和国政府の持分は、例外として、復興開発基金の資金によって形成され、段階的に投資産業貿易省に対して拠出される」；

- c) 第7項の「S.U.ウムルザコフ」という文言を「Zh.A.ホジャエフ」という文言に差し替える。

10. 2022年12月30日付ウズベキスタン共和国大統領決定第pp-465号「2023年から2025年にかけてのウズベキスタン共和国の社会・生産インフラの整備のための措置について」に以下を内容とする第4項の1を追加する：

「4.1 貿易・投資・地域産業発展・技術規制問題政府委員会に対して、経済特区および小規模産業区における投資プロジェクトのユーティリティインフラ確保のための、ウズベキスタン共和国社会・生産インフ

ラ整備プログラムにおいて見込まれている資金の範囲内での、プロジェクト（物件）の対象特定一覧に変更および（または）増補を加える権限を与える」。

11. 2002年10月3日付閣僚会議決定第342号「標準化・度量衡・製品・サービス認証システムの改善のための措置について」第13項第3段落を以下の文言に変更する：

「国家機関『ウズベキスタン全国度量衡研究所』の総利益のうちの20%」。

12. 2019年3月14日付閣僚会議決定第220号が承認したウズベク技術規制庁ウズベキスタン標準研究所規約第3項の**国家語**本文において、「муассасаси томонидан хизматлар кўрсатишдан тушган тушумларнинг уларни кўрсатишга сарфланган жами харажатлар қоплангандан кейин қолган суммасининг ярми（機関によるサービス供与からの売上高から必要経費全額を補償した後の残額の半分）」という文言を「муассасасининг ялли фойдасидан 20 фоиз тўлов（機関総利益のうちの20%の支払い）」という文言に変更する。

13. 2021年5月10日付閣僚会議決定第294号が承認した「若年企業家支援基金規程」第5項の**国家語**本文において、第2段落を以下の文言に変更する：

「ташқи бозорларда талаб юқори бўлган ва импортнинг ўрнини босувчи, юқори кўшилган қийматли маҳсулотлар ишлаб чиқаришни ташкил этиш ҳамда хизматлар кўрсатиш соҳасидаги лойиҳаларни молиялаштириш (бундан савдо, воситачилик, бино ва иншоотлар қуриш соҳасидаги лойиҳалар, шунингдек, давлат корхоналари ва устав жамғармасида давлат улуши мавжуд бўлган юридик шахслар, акциз тўланадиган товарлар ишлаб чиқарувчилар ҳамда айланма маблағларни тўлдириш ҳолатлари мустасно)（国外市場において需要のある高付加価値の製品および輸入代替製品生産体制の整備、ならびにサービス提供分野におけるプロジェクトに対する資金調達（商業、仲介業、建物・施設建設業、国営企業、国家が資本参加する法人、物品税対象品の生産者、流動資金補填の場合をのぞく）」。

14. 2021年7月26日付閣僚会議決定第463号「ロシア連邦におけるウズベキスタン共和国投資貿易省代表部の活動体制整備のための措置について」**国家語**本文において：

a) 第3項の**表題**、**第2段落**および**第3段落**において、「Ўзбекистон Республикаси Инвестициялар ва ташқи савдо вазирлигининг Россия Федерациясидаги ваколатхонаси（在ロシア連邦ウズベキスタン投資貿易省代表部）」という文言（その格変化した形）を「Ўзбекистон Республикасининг Россия Федерациясидаги Савдо ваколатхонаси（在ロシア連邦ウズベキスタン共和国連邦通商代表部）」という文言（その格変化した形）に差し替える；

b) **第1項**における「Инвестициялар ва ташқи савдо вазирлигининг ваколатхонаси（投資貿易省代表部）」という文言を「Ўзбекистон Республикасининг Россия Федерациясидаги Савдо ваколатхонаси（在ロシア連邦ウズベキスタン共和国連邦通商代表部）」という文言に差し替える；

c) 附属書 No. 1～No. 3の**表題**において、相応の格による語群「Ўзбекистон Республикаси Инвестициялар ва ташқи савдо вазирлигининг Россия Федерациясидаги ваколатхонаси（在ロシア連邦ウズベキスタン投資貿易省代表部）」という文言（その格変化した形）を「Ўзбекистон Республикасининг Россия Федерациясидаги Савдо ваколатхонаси（在ロシア連邦ウズベキスタン共和国連邦通商代表部）」という文言（その格変化した形）に変更する。

(国家法令データベース、2023年7月22日、№ 06/23/111/0509)